

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	鈴 木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

川口市 草 薙 充 男

2 請求書の受付

令和8年2月12日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 行政財産である県立伊奈学園総合高等学校の施設内に、PTA・後援会が購入した物品（以下「県有外物品」という。）が設置されているにもかかわらず、行政財産使用許可その他法令上必要な手続が確認できない状態にある。

イ 県有外物品については、県有外物品持込承認願、行政財産使用許可申請書、寄附採納関係書類等の開示請求を行ったところ、いずれも「不存在」とする不開示決定がなされており、必要な許可・承認手続がなされていない可能性が高い。

ウ 県教育委員会通知「団体会計の適正な運営について」に反し、団体物品の設置管理が適正に行われていない。

エ 以上により、本件は行政財産の適正管理義務を怠る事実該当する。

(2) 請求人が主張する「県に発生している損害」

ア 無許可状態での物品設置は、事故発生時の責任関係を不明確にし、県が損害賠償責任を負担する危険を生じさせている。

イ 県有財産の管理秩序を損ない、行政財産の適正な維持管理という公法上の利益を侵害している。

ウ 現在も違法又は不当な管理状態が是正されていない。

(3) 請求する措置の内容（以下「請求措置内容」という。）

ア PTA・後援会物品の校内設置状況について監査を実施すること。

イ 行政財産使用許可等の法定上必要な手続を履行していない場合には是正措置を命ずること。

ウ 今後、団体物品の設置に関する統一的な管理基準を策定し、再発防止措置を講ずること。

エ 必要に応じ、関係職員に対する責任の所在を明確化すること。

第2 請求の要件審査

本件請求は地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を備えているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

県立伊奈学園総合高等学校の県有外物品を当校の行政財産である校内や敷地内を使用・設置することに対する行政財産使用許可等の手続が適正になされているか、違法又は不当な県の財務会計上の怠る事実が存在するかについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

教育局財務課及び県立伊奈学園総合高等学校

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 5 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人から監査委員に対して、陳述書が提出された。

また、同日、執行機関（県立伊奈学園総合高等学校）の陳述の聴取も行った。その際、法第 242 条第 8 項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

請求人の陳述書、執行機関の陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 請求人の陳述書の要旨

ア 本請求の法的位置付け

本請求は、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当するか否かを問うものである。

単なる手続上の疑問ではなく、行政財産管理の不備を指摘するものである。

イ P T A ・後援会の法的立場

県教育委員会通知「団体会計の適正な運営について」においても、P T A 及び後援会は学校の内部組織ではなく、自主性を有する独立団体であることが前提とされている。

したがって、これら団体は行政組織とは別団体であり、その所有物は県有財産ではない。

ウ 県有外物品管理指針の制度構造

「県有物品以外の物品の管理指針」は、P T A 等団体会計による物品を「県有外物品」として整理し、①持込承認（学校長の確認）②管理責任者の指定③台帳整備④標示⑤寄附採納可能物品の寄附採納⑥必要に応じた行政財産使用許可を求めている。これは行政財産管理を適正に行うための制度である。

エ 本件の矛盾と管理不備

請求人は、持込承認願、使用許可文書、寄附採納文書について開示請求を行ったが、いずれも不存在とされた。一方で、P T A ・後援会備品台帳は存在している。

本来、承認手続を経た物品が台帳に記載される構造ではあるはずだが、承認・許可・寄附の痕跡が確認できないにもかかわらず、台帳のみが存在する状態は、制度どおりの管理がなされていない可能性を示している。

オ 財産管理上の問題点

行政財産内に第三者団体物品が存在する以上、県はその設置根拠と管理責任を明確にする義務がある。

承認手続が確認できないまま設置状態が継続していることは、「管理責任の所在不明確」、「事故発生時の責任関係不明確」、「寄附採納整理の未履践」、「行政財産使用許可要否の未整理」という財産管理上の不備を生じさせる。

これは行政財産の適正管理義務を尽くしていない状態である。

カ 将来損害発生危険

現在、直ちに金銭的損害が発生しているとは限らないが、管理手続が不明確なまま第三者物品が設置されていることは、事故・災害発生時に県が損害賠償責任を負う危険を内包している。法第 242 条は、現在の損害のみならず、財産管理を怠る状態そのものを監査対象としている。

キ 求める監査事項

本件について、①承認手続の履践状況、②台帳作成の根拠、③寄附採納の要否判断の有無、④行政財産使用許可の整理状況、⑤管理責任者の指定状況 を検証し、必要な是正措置を講ずることを求める。

ク 結語

本件は、県が自ら定めた管理制度が適正に履践されているか、行政財産管理責任が尽くされているかを問うものである。

財産管理の適法性の観点から、厳正な監査をお願い申し上げる。

(2) 執行機関（県立伊奈学園総合高等学校）の陳述の要旨

ア 行政財産使用許可その他法令上必要な手続が確認できない状態について

P T A・後援会の支出により購入した物品の管理については、「県有物品以外の物品の管理指針」（教育総務部長決裁・平成 24 年 1 月 31 日教財第 966 号）（以下、「管理指針」という。）で定められており、本校では当該指針に基づいて管理を行っている。当該指針「4 施設管理者（学校長）の承認手続」では次のとおり定められている。

4 施設管理者（学校長）の承認手続

(1) 後援会等の団体、生徒、保護者、職員個人等（以下「団体等」という。）が県有外物品を購入し、設置し、又は学校に持ち込もうとする場合においては、団体等の代表者は県有外物品持込承認願を施設管理者である学校長に提出する。学校長は、使用目的、所有者、設置場所、使用（管理）責任者等を確認し、学校管理上支障がないと認める場合に限り、購入又は持ち込みを認めるものとする。

(2) 団体会計又は学校徴収金により購入する物品であって、購入時に学校長の決裁・回議を経るものにあつては、この決裁・回議をもって学校長承認の手続がされたとみなすことができる。

本校に現有する P T A・後援会の物品については、すべて本規定の（2）に該当するも

のであり、購入時に学校長の決裁を経ているため、(1)に定める団体の代表者からの県有外物品持込承認願の提出を要しないものである。

また、当該指針の「7 留意事項」では、(1) 県有財産として寄附採納が可能な物品については、正規の手続を経て寄附採納を行うこととされている。

また、(3) 団体等の運営そのものに必要な物品等、学校運営や教育活動遂行上の目的外で設置利用される県有外物品にあつては、本指針に定めるものの他、行政財産使用許可の手続が必要であることとされている。

指針7(1)にある寄附採納に関しては、「県立学校物品寄附受入れ基準」(教育長決裁・平成2年3月28日)により、寄附行為者について次のとおり定められている。

第2 寄附を行うものは次の各項のいずれにも該当しないものであること。

(2) 当該学校に在籍する生徒(入学予定者を含む。)若しくはその保護者、又はそれらの者若しくは市町村が構成員になっている法人及び団体

この基準により、在校生の保護者を構成員とするPTA・後援会の物品は、県有財産として寄附採納することができない。

また、本校に現有するPTA・後援会の物品については、すべて学校運営や教育活動遂行上の目的で設置、利用されているものであり、行政財産の目的外使用には当たらず、行政財産使用許可の手続を要しないものである。

以上のことから、本校に現有するPTA・後援会の物品については、管理指針に従って必要な手続が行われており、請求人が主張している「法令上必要な手続が確認できない状態」には当たらない。

イ 行政財産使用許可その他適法な手続に関する文書が不存在とされていることについて
本校に現有するPTA・後援会の物品は、すべて学校運営や教育活動遂行上の目的で設置、利用されているものであるため、行政財産使用許可の手続を要しない。

ウ 団体物品の設置管理について

県教育委員会通知により示されている「団体会計についての指導要領」(教育長決裁・平成16年3月23日)において、団体の物品について、次のとおり定められている。

11 物品の取扱い

備品出納簿、図書整理簿、消耗品出納簿等は県財務規則を準用して整理する。

本校では、団体物品について、本指導要領及び管理指針の「5 台帳の記載及び標示」の規定に基づき台帳を整備するとともに、「6 管理」の規定に基づき、管理責任者を指定して適正な管理を行っている。

5 台帳の記載及び標示

(1) 台帳の整備

「4」により学校長が承認した物品を記録、管理するため、学校長は県有外物品管理台帳を作成し、県有外物品の異動の都度、記録しなければならない。

(2) 物品の標示

承認された物品については、標示することが適当でないものを除き、所有者等が明確になるように適宜標示を行う。

6 管理

(1) 学校長は、県有外物品の購入、設置又は持ち込みを承認する際、管理責任者を教職員の中から指定しなければならない。

(2) 学校長及び管理責任者は、県有外物品をその承認された使用目的に従い、善良な管理者の注意義務をもって適切に使用、管理しなければならない。

(以下省略)

4 実地調査

県立伊奈学園総合高等学校において、当校の県有外物品を当校の敷地内に設置することの学校長による許可・承認の手続などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について、関係する規定、指針との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 県立伊奈学園総合高等学校における県有外物品の管理について

県教育局では、県立学校における埼玉県の管理する物品以外の物品（埼玉県の所有する物品並びに埼玉県が使用貸借契約又は賃貸借契約に基づき使用のために保管する物品以外の物品）を県有外物品として、その適正な管理を目的として、平成24年1月に管理指針を定め、各県立学校では、この管理指針に基づき、県有外物品を管理している。

また、平成16年3月24日付けの教育長から各県立学校長あての通知「団体会計の適正な運営について」の「団体会計についての指導要領」（以下「指導要領」という。）では、備品出納簿、図書整理簿、消耗品出納簿等は県財務規則を準用して整理するとされている。当校においても、管理指針及び指導要領に基づき、県有外物品の台帳を整備す

るとともに、管理責任者を指定して管理を行っている。

(2) 県有外物品の行政財産使用許可について

令和6年7月1日付けの総務省自治行政局行政課長及び総務省総合通信基盤局事業政策課長から各都道府県担当部局長及び各指定都市担当部局長あての通知「地方公共団体の庁舎等における事務事業の遂行のために整備する屋内用通信基地局の取扱いについて」(以下「総務省通知」という。)では、「地方公共団体の庁舎等において、専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合には、行政財産の目的外使用には当たらず、よって法第238条の4第7項の許可は必要とならない」と明示されている。

当校に現有するPTA・後援会の物品については、全て学校運営や学校の教育活動で使用するため、総務省通知の「専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合」に該当する。

(3) 県有外物品に関する学校長の承認手続について

当校に現有するPTA・後援会が購入した物品については、管理指針の「4 施設管理者(学校長)の承認手続」の(2)団体会計又は学校徴収金により購入する物品に該当するもので、購入時に学校長の決裁や回議を経ている。

(4) 寄附採納の手続について

県有外物品の台帳に記載されている「ウォータークーラー」(冷水機)4台については、令和2年3月12日及び令和3年3月12日にそれぞれ卒業記念品として贈呈されたことが、第34回及び第35回の卒業生一同からの「目録」により確認された。

これらの「ウォータークーラー」(冷水機)については、平成2年3月28日付け教育長決裁の「県立学校物品寄附受入れ基準」(以下「寄附受入れ基準」という。)第3に該当するため、寄附物品として取扱い、埼玉県財務規則(以下「財務規則」という。)第177条の帳簿への記載及び第180条の標示を行うべきであったが、これらの事務処理がなされていなかった。

(5) 行政財産使用料及び使用に伴い発生する費用について

県有外物品については、行政財産使用許可に当たらないことから、使用料は発生しない。また、使用に伴う電気料等は、県有外物品が学校運営や教育活動遂行の目的に使用されることに鑑み、当該物品を使用・管理する学校において負担することは差し支えないこととしている。

なお、当校は、県有外物品として管理しているウォータークーラーの電気料等を負担している。

(6) 購入先や購入日が不明の物品について

管理指針では、管理指針が策定された平成24年4月1日の時点で所有者が不明の物品については、学校運営や教育活動遂行上の目的で使用している限り、「所有者不明の県有外物品」として台帳整理及び標示を行い、管理を行うとされている。

当校においては、現在、この指針に該当する物品として、軽トラックが現存している。

当該車両は部活動等のための学校施設整備に用いられており、指針に沿った管理が行われている。また、点検費用及びガソリン代は団体会計から支出されている。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 県有外物品の管理について

当校では、県有外物品台帳を整備し管理責任者を指定するなど、管理指針及び指導要領に基づいた適正な県有外物品の管理が行われており、軽トラックなど購入先や購入日が不明の物品についても、同様の管理が行われている。

(2) 行政財産の使用許可及び持込承認の手続について

当校に現有するP T A・後援会の物品については、全て学校運営や学校の教育活動で使用するものであるため、総務省通知に示されている「専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合」に該当すると判断できる。

また、当校においては、P T A・後援会が購入した物品にあつては、購入時に学校長の決裁・回議を経ていることから、この決裁・回議をもって学校長承認の手続がなされたとみなされ、管理指針で定める、団体の代表者からの県有外物品持込承認願の提出を要しない。

(3) 寄附採納の手続について

卒業記念品として贈呈された「ウォータークーラー」(冷水機)については、県有物品として帳簿への記載と標示がなされていなかったが、県有外物品としての管理は行われている。

当該物品の使用に伴い発生する光熱水費については、当校が負担することとしており、当該物品を寄附採納して県有物品として管理する場合と比較して、県の財政的負担に変わりはない。したがって、県には財政的損害は発生していない。

(4) 所有者不明の軽トラックについて

当該車両は、台帳の作成など、管理指針に則った管理がなされているものと認められる。また、管理費用は団体会計から支出されているため、県の財政的負担はない。

(5) 行政財産使用料及び使用に伴い発生する費用について

当校に設置されている県有外物品については、行政財産使用許可に当たらないことから使用料は発生しない。

また、県有外物品の使用に伴い発生する光熱水費などの費用については、学校の教育活動等の目的で使用・管理することから、学校で費用を負担するものがあつたとしても違法・不当とは言えない。

以上により、請求人が主張している「行政財産の適正管理義務を怠る事実」について、公有財産の不法な占用並びに県に発生している損害又は損害発生の危険は認められない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断する。

資料

事実証明書

- 1 県立伊奈学園総合高等学校が請求人に対して通知した公文書不開示決定通知書の写し
- 2 県立伊奈学園総合高等学校のPTA・後援会が購入した物品一覧表の写し
- 3 平成16年3月24日付け各県立学校長あて教育長通知「団体会計の適正な運営について」の写し
- 4 平成24年1月31日付け教育総務部長決裁の「県有物品以外の物品の管理指針」の写し

以上